

令和6年度第1回創業助成事業への申請要件として プランコンサルティング終了証の発行を希望される方への留意事項

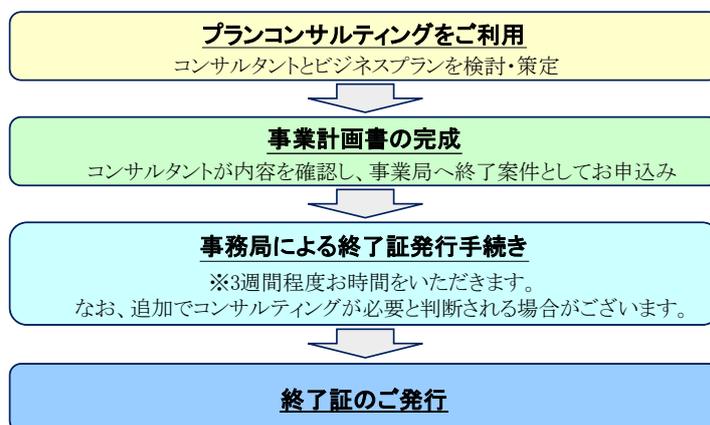
1 事業計画書の提出期限

- 令和6年度第1回創業助成金の申請要件として、プランコンサルティング終了証の発行を希望される方は、**令和6年3月1日(金)までに**プランコンサルティング相談を開始し、かつ以下の期限までに事業計画書を完成させ、担当相談員へ提出してください。
- 終了証の発行にあたり、**事業計画の提出後に最終審査や決裁等で3週間程度要します**ので何卒ご了承ください。

**【担当相談員への提出期限】令和6年3月23日(土)までの担当相談員の最終相談枠まで
※カレンダー通りの営業となりますので祝日にご注意ください。**

2 プランコンサルティング終了証の発行について

- プランコンサルティング終了証は、コンサルタントによる創業支援が終了し、事業計画が完成した方に発行いたします。
- プランコンサルティングの初回相談から計画書の完成、終了証の発行までは、**平均で3~4か月、早い方でも1か月程度のお時間を要します。**



3 ご留意事項

- 上記期限までにご提出いただいた場合でも、事業計画が未完成と判断された場合、見直しや修正に時間を要するため、助成金申請期間までに終了証を発行できない場合があります。
- 終了証は公的書類です。相談員が創業羅針盤に沿って、創業に必要なステップの達成状況を見える化し、利用者様との対話のもと確認させていただきます。よって、**既に事業計画書を作成されている方でも複数回のご面談が必要です。**
- プランコンサルティングは、創業助成金の申請要件を得る目的のサービスではございません。経営資源の乏しい創業期には、金融機関等のステークホルダーからの協力得るために必ず精査された事業計画が必要です。また、創業期の羅針盤として経営の意思決定に必要なツールにもなります。合わせて、第三者の目を入れておくことで、事業計画書の信頼性を高めることに繋がります。その結果として、制度融資や補助金の利用要件となることを何卒ご理解いただけますと幸いです。
- 創業助成金の申請にあたっては、プランコンサルティングとは別に、助成金申請書のご作成及び申請手続きが必要となります。なお、プランコンサルティングでは、利益相反の観点から、**助成金申請書の作成支援はできません**ので何卒ご了承ください。

4 終了証を発行できない場合の例（見直しや修正でよくある理由）

- 標的顧客が明確になっていない、又は、顧客ニーズに対する仮説検証が不十分である。
- 売上計画の根拠性が不足している、費用項目が検討されていない（収益性の検討が不十分）。
- 資金繰り表において資金がショートしている、収支計画との整合性が取れていない。

【お問合せ先】（公財）東京都中小企業振興公社

創業支援課（丸の内）

TEL：03-5220-1141

担当：北田、小林、金澤

多摩創業支援課（立川）

TEL：042-518-9671

担当：土門、秦